

令和元年第3回六戸町議会定例会会議録（第3号）

令和元年6月11日（火）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	盛田嘉彦	2番	松橋一男
3番	種市正孝	4番	長根一男
5番	杉山茂夫	6番	久田伸一
7番	高坂茂	8番	下田敏美
9番	川村重光	10番	円子徳通
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	総務課長	川村星彦
企画財政課長	円子富浩	税務課長	吉田英輔
産業課長	高橋宏典	町民課長	小林章
福祉課長	舘泰之	建設下水道課長	外山昌彦
診療所事務長	川原徹	会計管理者	吉田史明
教育委員会 教育委員長	瀧口孝之	教育課長	長谷智
農業委員会 農会長	金淵盛一	農業委員会 農事務局長	高橋宏典
選挙管理 委員会委員長	四木豊美	選挙管理 委員会委員長	川村星彦
代表監査委員	吉田透	監査委員 事務局局長	高橋寿典

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋寿典	事務局次長	澤口俊博
------	------	-------	------

議事日程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 3 議案第 2 6 号 六戸町税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4 議案第 2 7 号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5 議案第 2 8 号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6 議案第 2 9 号 六戸町森林環境基金条例案
- 日程第 7 議案第 3 0 号 平成 3 1 年度六戸町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 3 1 号 平成 3 1 年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 3 2 号 平成 3 1 年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 3 3 号 工事の請負契約について
- 日程第 1 1 議案第 3 4 号 財産の取得について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

3 番 種 市 正 孝

4 番 長 根 一 男

会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はありません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名につきましては、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、報告第3号 専決処分の報告について説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

本件は、平成31年2月15日、六戸町大字犬落瀬字岡沼54番4付近の町道沖山岡沼線において、町民バスのタイヤ付近にこびりついていた雪の塊が落ち、後方を走行中の車両に当たりバンパーが破損したもので、この示談が成立し、令和元年5月10日に損害賠償の額8万994円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償保障保険により支払いがなされております。

以上で報告第3号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

7番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

町民バスのこの雪の塊というのは、イメージはできるんですけども、具体的にどういった形になったのか、ちょっと我々が想像つかないですね。ふだんにも町民バスは走っているんですけども、そんなにスピード出しているわけではない。例えば、前の日の点検のときについているのがそのままになったものか、走行中に塊ができて、そのまま後ろのほうにはねていったものか、そこら辺もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

議 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

お答えいたします。

まず、その雪の塊が出発前にあったものなのか、走行中にできたものなのかというのは、運転手の方も出発前に確認して、塊は出発時点ではなかったということを運転手のほうから確認しております。つまり、走行中に恐らく塊ができた。で、スピードもそんなに出していない中での、後ろを走っていた車が、後ろの運転手の話では、よけようと思ったんだけど、反対車線にも町民バスがたまたまいて、反対車線にもはみ出すことができずに、気がついたときにはぶつかっていたというような状況でございます。

以上でございます。

議 長（川村重光君）

あとございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第3 議案第26号 六戸町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

議案第26号 六戸町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書4ページ、5ページをごらんください。説明補足資料1ページの新旧対照表もあわせてごらんください。

本案は、中小企業が生産性向上特別措置法に基づき取得した先端設備に係る取得後3年度分の固定資産税の課税標準額に乗じる特例割合を見直すもので、特例適用の要件となります。導入促進基本計画をこのたび本町が策定し、平成31年4月1日に国の同意が得られたことから、中小企業の積極的な設備投資を促し、地域経済の活性化を税制面から後押しするため、原則2分の1としていた特例割合をゼロに改めるものであります。

この特例割合をゼロにすることにより、先端設備の導入に係る国からの補助金について、補助率アップや採択も優先されるようになります。

附則は、この条例の施行日を公布の日からとし、改正後の規定は平成31年4月1日から適用するものであります。

以上で議案第26号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 六戸町税条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第27号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (吉田英輔君)

議案第27号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書6ページ、7ページをごらんください。

本案は、これまで住民サービスの一環として、登記情報をもとに整備した土地台帳の閲覧交付を不動産登記法の取り扱いに準じてどなたにでも提供してまいりましたが、近年、個人情報の取り扱いが慎重に行われるようになってきており、個人情報保護の観点から6月1日より土地台帳の閲覧交付を廃止したため、関係する手数料を見直すものであります。

改正内容につきましては、別表（31）の項中、土地台帳に関する規定を削るものであります。

附則は、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第27号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8 番、下田君。

8 番（下田敏美君）

提案理由を見ますと、個人情報保護の観点から土地台帳情報の閲覧及び交付を廃止したというふうにありますけれども、本人以外台帳を見られないということですか。

議 長（川村重光君）

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

これまでどなたにでも提供してきたんですけれども、今後は土地台帳自体の閲覧交付を廃止するというものでございます。本人でも見られないということになります。

議 長（川村重光君）

8 番、下田議員。

8 番（下田敏美君）

情報を得られないということは、非常にまずい面もかなり出てくるような気がしますけれども、やっぱりこれは国の指示のもとでこうなるということですか。

議 長（川村重光君）

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

ご質問にお答えします。

国の指導とかは一切ございません。実際に税務課で土地台帳、登記情報を所有者だったり、所有者の住所だったり、移転の理由ですとかをどなたにでも閲覧させていたんですが、実際に法的根拠がないまま慣例的に住民サービスとして行っていた部分もございまして、ということもありまして、個人情報保護の観点から廃止することになります。今後は土地の所有者等調べたい場合には、法務局で見られるということもありますし、法務局で登記情報提供サービスというものもやっています、インターネットを通じて有料で閲覧も可能になっていることから、影響が少ないのではないかという考えで廃止いたしました。

議長（川村重光君）

8番、下田議員。

8番（下田敏美君）

やっぱり法務局と連動させて条例を私はつくるべきだなと思いますけれども、法務局は、不特定多数の閲覧をできると、こっちへ来ればできないとなれば、私はちょっと逆に不都合が生じるというのか、連動させたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうですか。

議長（川村重光君）

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

ご質問にお答えします。

やはり税務課としても、法的根拠がないままどなたにでも情報を提供するというのは、近年の個人情報保護の観点から合わないという判断をいたしまして、その辺は法務局で閲覧可能となつてございます。法務局は法令に従ってやっている部分もありますので、そちらの利用をお願いしたいと考えております。

議 長（川村重光君）

3回ですね。もう一回。

8番、下田君。

8 番（下田敏美君）

じゃ、最後させてください。

やっぱり連動させて、同じ法律でいかないと、こっち役場に来て厳しい、向こう行けば何でもできる、これはやっぱり整合性はとれない。合わせるべきだと思うんですけども、私の考えはそうです。町長、どうでしょう。町長。

議 長（川村重光君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時13分）

再開（午前10時14分）

議 長（川村重光君）

休憩を閉じて会議を開きます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

今ご質問のとおりで、サービスという観点からいけばそのままあったほうが良いというふうに思うのかもしれませんが、実際のところ、法務局のほうは登記をするというものの公開というのがあるんだそうでございます。私どもの役場側としては、そういう権利を有していない状況にある。そして、今、課長が言ったとおり、個人情報。どなたでも自由にいろんな関連を見られるというものは、今までは行政サービスとしてやっていたようでございますけれども、やっぱり個人情報上のことでは整理すべきではないかということだという観点でこのようになったというように思っております。

これから、今までは余りにもオープンであった、確かに私ども一歩ここから外れますと、

情報がわからなくて、リストであったりいろんなものがある困るのもあるんですが、しかし昨今はそのような状況になっておりますので、不特定多数が個人のところを自由勝手に見るというルールは、権利のない役場としては省いていったほうがいいのではないかという観点でございますので、ご理解いただければありがたいなというふうに思います。

議 長（川村重光君）

7番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

今、町長言っていることはわかりますけれども、ただ、個人情報保護の観点、これはわかります。だったら、本人は見られるというふうに私は感じるんです。本人も見られないというのであれば、この個人情報の観点という言葉は使わないでも、役場では、それはもう見ることはできないというみたいに条例変えなきゃやっぱりそこは不自然だと思いますよ。そこから辺どうなんですか。個人情報だったら、本人は特定できれば見られるわけで。

議 長（川村重光君）

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

今回の改正で、土地台帳の閲覧交付は全ての制度を廃止するというようになっております。じゃ、本人はどうなのかという部分なんですけど、本人には固定資産課税するときに課税明細書も送られておりますし、縦覧という制度も、ほかに台帳の縦覧という制度もございますので、本人が土地台帳の閲覧制度を利用して確認することはまずないだろうという判断で廃止いたしました。

議 長（川村重光君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時16分）

再開（午前10時17分）

議 長（川村重光君）

休憩を閉じて会議を開きます。

いいですか。

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

お答えいたします。

本人につきましては、納税通知書の明細等も確認できますし、また、資産証明を本人に関してはとることもできますので、本人については別の制度で対応が可能と考えております。

議 長（川村重光君）

7番、高坂君。

7 番（高坂 茂君）

そしたらですね、ここら辺の文言は非常に難しいと思いますけれども、やはりこれを、情報を住民に周知させるためにも、しかるべき広報なんかでもわかりやすく、これは説明すべきだと思しますので、それだけお願いしておきます。

議 長（川村重光君）

あとよろしいですか。

11番、山本君。

11 番（山本 実君）

私から1点お尋ねしたいと思いますが、この個人情報の観点からというふうな課長の説明でありますけれども、私はずなずける部分が実はあります。これは課税を課するための台帳というふうなことであると思うんです。それが今までは不特定多数の方に請求があれば閲覧していたと。ただ、これは今後はしませんよというふうなことでありますけれども、一つだけ教えてください。他の市町村でも同じような取り扱い方をしているのか。

議 長（川村重光君）

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

ご質問にお答えいたします。

他の市町村も不動産登記法に準じた形で、慣例的にこれまでも土地台帳の閲覧というサービスをしてきたんですが、全国的に見ますと、やはり制度がないものをどなたにでも交付するというのは個人情報保護の観点から好ましくないという部分もありまして、やめてきている自治体のほうが多くございます。

議 長（川村重光君）

山本君。

いいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第28号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (館 泰之君)

議案第28号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書8ページから10ページになります。あわせて補足資料1ページもごらんください。

今回の改正は、介護保険法施行令等の一部改正により、本年10月からの消費税10%への引き上げに伴う低所得者の負担軽減強化のため、保険料基準額に対する割合が示されましたので、当町の減額措置に関し定めるものでございます。

内容につきましては、低所得者の負担軽減強化として、第1段階の軽減割合を増加し、軽減対象者を第3段階まで拡大するもので、条例第2条第2項から4項にかけて、町民税非課税世帯であります第1段階から第3段階までの保険料率を軽減する改正になります。

改正後は、それぞれ第1段階3万4,920円で6,990円の減、第2段階は5万8,200円で1万1,640円の減、第3段階6万7,520円になりまして2,320円の減となります。

附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第28号の説明を終わります。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第29号 六戸町森林環境基金条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

産業課長。

産業課長 (高橋宏典君)

議案第29号 六戸町森林環境基金条例案について、その概要をご説明申し上げます。

提出議案11ページをごらんください。

本条例案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されたことに伴い、国から配分される森林環境譲与税を適正に管理、運用するため、基金として積み立てる必要があ

ることから、条例を制定するものであります。

第1条は、設置について定めるものであります。

第2条は、積立額について定めるものであります。

第3条は、管理について定めるものであります。

第4条は、運用益金の処理について定めるものであります。

第5条は、繰りかえ運用について定めるものであります。

第6条は、基金の処分について定めるものであります。

第7条は、委任について定めるものであります。

附則は、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第29号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

7番、高坂議員。

7 番（高坂 茂君）

これ、去年かおととしかな、こういう森林環境税ですか、産業民生常任委員会のほうでこれ審議した経緯があるんですけども、我々はちょっと反対したんですけども、ほとんど六戸町はそんなに森林の面積は少ないということもあって、そういった声はちょっと記憶はあるんですけども、具体的にこの環境税というのは、当町にどのぐらい配付になって、それを積み立てしたり、どういった形でこのお金を運用していくのか、そこら辺、具体的なことがわかれば教えていただきたいと思います。

議 長（川村重光君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

高坂議員からのご質問にお答えいたします。

まず、森林環境税についてなんですが、平成17年2月に発効されました京都議定書に基づ

きます温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るために、計画的な間伐などの森林整備に係る地方財源を安定的に確保するために、令和6年度、2024年度から個人住民税に1人当たり1,000円上乗せする森林環境税が導入されたことに伴います。

また、森林環境譲与税についてですが、今年度、令和元年度から、全国の都道府県や市町村に私有林のうちで人工林の面積や、林業就業者数や人口などに応じまして、森林環境譲与税が配分されることとなりました。

ちなみに、六戸町に今現在で計画されている、今年度入ってくる森林環境譲与税の額ですが、約250万円ほどと発表がなされております。

森林環境譲与税の使い道なんですけど、間伐などの森林整備や人材の育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動に充てなければならないと限定されておまして、その使い道についても公表しなければならないこととなっております。

これらのことから、森林環境譲与税を基金として積み立て、適正に管理し運用するために、基金条例を制定する必要があるということになります。

以上です。

議 長（川村重光君）

7番、高坂茂君。

7番（高坂茂君）

よくわかりました。

それで、今、金矢の木材加工のあれですか、それにほとんどの杉の木がどんどん運ばれております。もう景色も大分変わってきているんですね。そういったところで、ただ私の周りもそういうふうにも木が伐採されて、その後に放置されているんです、今のところ。ですから、そういったところの指導とか、そういうのもこのお金を使わさっていくのか、多分そういうふうになると思うんですけれども。そうすれば、やはり行政のほうからそういうふうにも指導が入らざるを得ないというふうには私は考えますけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

議 長（川村重光君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

山林、森林を伐採する際には、伐採届の申請が産業課のほうに参ります。それを計画が適正であるか、その期間が適正であるか、伐採した後の植林、天然更新にするのか、人工植林にするのかにつきましても十分勘案しまして、判断しまして、伐採の許可を出しております。森林の造林を、植林をした際には、完了についても確認をとっております。

今現在、伐採してすぐに植林するという場合もありますし、数年おいてから人工で造林する場合、そのまま天然で生えてくるのを、また木が生えてくるのを待つという天然更新という方法もありますので、現在切ったままというふうに見える箇所も多いかと思いますが、その辺ご了承くださいたいと思います。

議 長（川村重光君）

7番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

天然更新というんですか、人工植林、そこら辺、私もちょっとわからないところがあるんで、じゃ天然ということはそのまま放っとけば自然に、要するにまた木が生えてきますよね。それでも構わないということで理解してよろしいんですか。

議 長（川村重光君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

何も手をかけないというのではなく、生えてきたらその分、間伐であるとか、手入れはしていただくという形になります。

以上です。

（「はい、わかりました」の声あり）

議 長（川村重光君）

いいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 六戸町森林環境基金条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第30号 平成31年度六戸町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

それではまず、議案の説明に入る前に、当町の元号の取り扱いについて、少しご説明いた

します。

事前に国・県に伺ったところ、元号の改正後において、令和元年度予算に改めても、平成31年度予算のままの取り扱いでも、どちらでも誤りではなく、各自治体の判断に任せるということでしたので、自治体によっては令和にかえたところもございますが、六戸町は、平成31年度の予算として取り扱うことといたしました。

それでは、議案の説明に移ります。

14ページからになります。

議案第30号 平成31年度六戸町一般会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ3,029万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億6,629万8,000円とするものであります。

補正予算に関する説明書のほうに基づいて説明させていただきます。ご用意願います。

最初に、歳出について主な部分を説明いたします。

5ページをお開き願います。

まず、2款総務費、1項総務管理費では、7目企画費において、コミュニティ助成事業に1町内会が採択になりましたので、補助金に149万9,000円を増額計上。

その下、9目町民バス運行費では、町民バス運行业務委託料の確定により、1,667万4,000円の減額計上をし、項の計では1,570万2,000円の減額計上しております。

次に、下段から次の6ページ上段に及びますけれども、3款民生費、1項社会福祉費では、10月から国の補助を受けて実施いたしますプレミアム付商品券事業と、幼児教育無償化に伴うシステム改修のための費用について、主に8節報償費や6ページの13節委託料に増額計上したほか、28節繰出金には介護保険事業特別会計への繰出金を増額計上し、項の計で3,086万5,000円の増額計上となります。

6ページ下段になります。

4款衛生費、1項保健衛生費では、2目予防費において、国庫補助により一定の年齢の男性の風疹抗体検査及び予防接種事業のための経費であり、主に13節委託料にシステム改修費428万6,000円を追加し、項の計では828万7,000円の増額計上となります。

8ページ中段の9款消防費の消火栓等維持補修負担金70万6,000円の追加、それと、下段の10款教育費の電柱移設補償8万円の追加につきましては、旧沖山公民館跡地をスクールバスの転回場所とするために、支障となる消火栓と電柱を移設するための計上でございます。

9ページ最後の10款教育費、5項保健体育費では、5目総合運動公園運営費の15節工事

請負費に六戸町総合運動公園照明及び通路照明交換工事ほかで243万円を追加計上。これは、運動公園内の照明灯の電球が切れてつかない状態のものがかなりの箇所数に上り、夜間の使用に支障を来していることから、今回追加計上するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

3ページにお戻りください。

今回の補正の財源といたしましては、歳出の補正との関連におきまして、10款地方特例交付金、15款国庫支出金、16款県支出金、そして21款の諸収入において所要の歳入を見込んだほか、4ページの3款目になります、20款の繰越金において266万5,000円の減額計上により調整をしております。

すみません、議案書に戻っていただきます。

18ページになります。

第2表債務負担行為の補正ですが、これは、第5次六戸町総合振興計画策定業務を本年度と来年度の2カ年をかけて策定することから、来年度、令和2年度分の経費を債務負担行為として追加設定するものであります。

以上で議案第30号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

9目の町民バスの運行についてお尋ねをいたします。

1,667万4,000円の減額補正でありますけれども、これはこれとしていいのかなと思うんですが、果たしてまた反面、これ余りにも金額が大きいから、どうしたものかという思いもございます。恐らく入札を開始をした結果がこのように生じたと思うんですが、そうであれば、その入札のところについて詳細にお尋ねをしたいというふうに思います。

または、別な要因があってこのような数字が出たのか、お願いします。

議長（川村重光君）

いいですか。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

入札状況の詳細ということでよろしいでしょうか。

当初予算を要求するに当たり、業者から見積もりをとりました。その結果、やはり運転手不足ということで、人件費の向上により、昨年より30%ぐらいアップした見積もりが上がってきまして、それに基づいて予算要求、予算計上したわけでございます。その後、入札ということで、終わりましたら1,600万円ほど低い金額でしたけれども、これは昨年までの契約額よりは40万円ほど増加しております。この大きい減額分については、やはり業者のやりたいたいんだという意欲の、熱意のあらわれかなと推測しております。

以上です。

（「入札についての詳細的なものは」の声あり）

議長（川村重光君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

入札状況についてですが、これは公表しておりますけれども、落札いたしました有限会社小原タクシーが税抜きで4,630万円、次が有限会社つばめ交通で5,820万円、あと1社については辞退しております。

以上です。

議長（川村重光君）

11番、山本実君。

11番（山本実君）

いわゆる3社指名して1社が辞退したと。この辞退した理由もお尋ねしたいんですけれども、いわゆる2社で入札を開始をしたということですか。どうもその辺のところは2社で入

札を開始をするというようなこと、私はあり得ないような感じがするんですがね。この1社が辞退をしたというふうな理由をひとつお尋ねしたいと思いますが、いわゆる地方自治体が入札の制度を取り入れている根拠というふうなものをどのようにお考えか。

議 長（川村重光君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

実は、予算要求するに当たっても、この辞退した会社とは別の会社を入れて3社から見積もり要求したわけですけれども、そのときもその1社については辞退しております。

入札のときはまた違う業者を入れて3社で入札お願いしたんですけれども、1社は入札を辞退ということで、これは私の推測ですけれども、やはり運転手の確保が難しいという判断での辞退だと推測しております。

議 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

いわゆる入札の意味というか、ということでしたけれども、当然入札というのはやっぱり競争制度ですので、それを競争してなるべく安いというか低い額で請け負ってもらうというのが目的の一つだとは思いますが。

今回指名業者が3社、当然これは3社、当然地元にそういう業者があるか、なければ近隣にあるかという流れの中で業者を決めていくんですが、例えば、十鉄とか、三八五とかは事前にもう受けられないというような判断で、結局3社、そのうちの1社が辞退したと。一応入札の制度上、1社になればもう競争性がなくなるので入札はできませんが、2社まではできることになっておりますので、入札を行ったということになります。

以上でございます。

議 長（川村重光君）

いいですか、最後の。

11番、山本実君。

1 1 番（山本 実君）

まあ、いいんですけれども、いわゆる指名業者は今お話ししたみたいに、まだ十鉄も三八五もいると。しかしながら、事前に相談したところが、受けることができないというふうなことであったようでありましてけれども、なるべく今のような辞退をするというようなものを想定をしながら、今後はこのようなことはないんでしょうけれども、もう少し指名する件数をふやして行なっていただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（川村重光君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今の入札制度のあり方は話ししたとおりなんでありますが、当初予算でそのような金額を考えたというのは、皆さんご存じのようにスクールバスであること、4月1日等から、年度初めからそれが運用できないというようなことになるわけにはまいりません。それから、町民バスを兼ねております。ですから、停滞するような状況があってはいけないというのがまずちょっとほかの事業と、時間をおくわけにいかないというのがあることが一つ。

それから、皆さまご存じのように、今説明があったみたいに、大型2種免許を持っている人でなければならない。どうしても、会社も大変だというのが、人確保が大変という状況があるということ。

それにも輪をかけてもう一つありましたのは、働き方改革というのがありました。そして、この契約は、ことし単年度ではなくて、ことし契約しますと、3年間ということになります。その間にその働き方改革を含め、いろんな中で、全くできなくなれば困るということもありまして、私どもとしては、ある程度、前回に比べての余裕を持った予算を持っていたということでございます。

しかし、入札をしてみましたら、先ほど課長がお話ししたとおりの形になりましたので、いろいろあると思うんだけど大丈夫なのかなとは思いましたが、別にその範囲の中で行われておりますので、私どもとしては、企業努力という話を先ほど総務課長いたしましたので、

頑張れるんだらうなということで契約ということになった次第でございます。

金額をこうやったのは、今減額するのは大きいといいますが、私どもとしては、その金額ではないんでしょうけれども、不落になるような状況、環境にこの事業を与えてはいけないという範囲の中から判断したものでございますので、そういう事業であったということをご理解いただきたいなというふうに思います。

議 長（川村重光君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 平成31年度六戸町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 8 議案第31号 平成31年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第31号 平成31年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

議案書19ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億808万2,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

下水道事業特別会計の 3 ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金では、社会資本整備総合交付金の配分の内示により、社会資本整備総合交付金を50万円増額計上いたしました。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金では、一般会計繰入金を222万5,000円を増額計上いたしました。

9 款町債、1 項町債は、補助事業費の増額により、下水道事業債を50万円増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4 ページをお開き願います。

1 款事業費、2 項建設事業費、1 目建設費の委託料に、小松ヶ丘処理区流域下水道接続詳細設計業務ほかで100万円を増額計上し、工事請負費に公共ます設置工事ほかで222万5,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第31号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑ないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 平成31年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第32号 平成31年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (舘 泰之君)

議案第32号 平成31年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案書23ページから24ページとなります。

今回の補正予算は、既定の歳入予算を調整するものであります。

それでは、内容について、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたしますので、介護保険事業特別会計の2ページをお開きください。

歳入予算の調整内容については、低所得者の負担軽減強化に関するものになります。

まず、保険料の軽減分として、1款保険料に第1号被保険者保険料847万4,000円を減額計上、次に、軽減分の繰り入れとして、9款繰入金に低所得者保険料軽減繰入金847万4,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第32号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 平成31年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第33号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

議案第33号についてご説明いたします。

議案書の25ページをお開きください。あわせて補足資料の2ページをご参照願います。

本議案は、次のとおり工事請負契約を締結するものであります。

工事の名称、六戸町総合体育館大規模改修工事（Ⅱ期工事）。

工事の場所、六戸町大字犬落瀬字前谷地12番地。

契約金額、7,754万4,000円。これは消費税を含むものでございます。

契約の相手方、住所、六戸町大字犬落瀬字千刈田2番地8、会社名、株式会社佐藤建設工業、代表者名、代表取締役、佐藤陽大。

なお、工事概要及び内容、入札結果につきましては、補足資料に記載してありますので、ご参照ください。

以上で議案第33号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

消費税を含む金額が7,754万4,000円ということなのですが、この7,180万円、消費税を含まない金額なのですが、これは、この落札率をお尋ねしたいのですが、予定価格に対する落札率は何%でございませうか。

議 長（川村重光君）

暫時休憩いたします。

今、資料が手元にないそうですから、ここで暫時休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

休憩（午前10時56分）

再開（午前11時10分）

議 長（川村重光君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

山本議員の落札率についてお答えいたします。

99.72%となっております。

以上です。

議 長（川村重光君）

いいですか。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 工事の請負契約については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第34号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第34号 財産の取得についてご説明いたします。

議案書27ページからとなります。補足資料3ページもご参照願います。

本案は、次のとおり財産を取得するものであります。

取得する財産、小型動力ポンプ付積載車1台。

契約金額、1,609万2,000円。これは消費税を含む金額でございます。

契約の相手方、住所、青森市栄町1丁目12番1号、会社名、有限会社丸栄消機、代表者名、代表取締役、天内幹夫。

この車両は、第3分団川原新田に配置するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)
質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)
ご異議なしと認め、討論を省略いたします。
これより議案第34号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)
ご異議なしと認めます。
よって、議案第34号 財産の取得については原案のとおり可決いたしました。
以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。
これをもちまして、令和元年第3回六戸町議会定例会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 (午前11時14分)